学　　則

令和６年度

学校法人　栗岡学園

四　条　畷　看　護　専　門　学　校

学　　則

第１章　総　則

(目的)
第１条　学校法人栗岡学園四条畷看護専門学校「以下本校という」は、豊かな人間性を基盤に、対象を理解する姿勢を培うとともに、看護に関する専門教育を行い、広く社会に貢献できる看護師を育成することを目的とする。
(名称)
第２条　本校は学校法人栗岡学園　四条畷看護専門学校と称する。
(位置)
第３条　四條畷市田原台６丁目１番１号に置く。

第２章　課程、学科及び修業年限、定員ならびに休業日

(課程・学科・学年定員・修業年限)
第４条　本校の課程・学科・学年定員・修業年限は次のとおりとする。

課　　程	学　科	入学定員	総 定 員	修業年限	備　考
看護師２年課程	看護学科	40 名	80 名	２年	全日制

(在学年限)
第５条　学生は修業年限の２倍を超えて在学することはできない。
(学年)
第６条　本校の学年は４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
(学期)
第７条　学年は次の２学期に分ける。
前　期　　４ 月１日から　　９月 30 日まで
後　期　　10 月１日から翌年３月 31 日まで
(休業日)
第８条　本校の休業日は次のとおりとする。
(1) 土曜日・日曜日
(2) 国民の休日に関する法律に規定する休日
(3) 学園創立記念日（４月 30 日）
(4) 季節休業
夏期休業　４週間
冬期休業　２週間
春期休業　２週間
２　学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
３　第１項に定めるもののほか臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

第３章　入学・転入学・休学・復学・転学・退学及び除籍

（入学資格）

第９条　本校に入学できる者は、次のとおりとする。

⑴ 准看護師の免許を得た後、３年以上業務に従事している者。

⑵ 准看護師の免許を有し、かつ高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者。

⑶ 准看護師の免許を有し、高等学校若しくは中等教育学校を卒業したと同等の学力を有すると認められた者。

（入学の時期）

第１０条　本校の入学時期は４月とする。

（転入学）

第１１条　他の看護学校養成所（２年課程）を１年以上履修した者で、本校に転入学を志願する者がある時は、学校長は、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

２　前項の規定により転入学を許可された者の､既に習得した授業科目および単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については学校長が決定する。

（入学の出願）

第１２条　本校に入学または転入学を志願する者は、所定の期日までに、所定の願書に入学検定料および別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第１３条　学校長は入学志願者に対しては学科試験・出身学校の調査書および面接により選考して、運営会議の議を経て入学者を決定する。

（入学手続きおよび入学者の許可）

第１４条　第１１条および第１３条の選考により合格した者は、保証人が連署した誓約書及び別に定める書類、別表第２に定める入学金を添え、所定の期日までに手続きをしなければならない。

２　前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学生の在学中、その身上に関する一切の責任をもたなければならない。

３　学校長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学許可証を発送し、入学または転入学を許可する。

（入学前の履修認定）

第１５条　入学前に大学その他の学校若しくは養成所等において既に履修した科目に関して、本人からの申請に基づき当該科目の認定要件を満たしていると判断された場合には、単位認定を受けることができる。

２　認定に関する必要な事項は、別に定める。

（休学）

第１６条　休学しようとする者は保証人が連著した休学願を学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

⑴ 病気のため引き続き３ヶ月以上修学不能のとき

⑵ その他特別の理由があるとき

２　前項の休学期間は在学期間に算入しない。

３　休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学の許可を願い出ることができる。

４　休学期間は引き続き１年を超えることはできない。

５　学校長は、病気その他の理由により、修学することが不適当と認められる者に対しては休学を命ずることができる。

(休学期間の延長)
第 17条　休学期間は、特別の理由がある場合には、学校長はその延長を許可することができる。
(復学)
第１８条　休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署の上、復学願いを学校長に提出し、許可を受けなければならない。
(退学)
第１９条　やむを得ない理由により退学しようとする者は理由を記した退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。
(転学)
第２０条　学生が他の看護学校養成所に転学を希望したときは、理由を記し書類を添えて学校長に願い出て許可を受けなければならない。
(本校の命ずる退学)
第２１条　学校長は、次の各号の一に該当する者に対し、運営会議の議を経て退学を命じることができる。
(1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者。
(2) 成業の見込みがないと認められた者。
(3) 学校の秩序を乱し看護学生としての本分に反した者。
(4) 授業料を納期までに納付せず、かつ督促しても納付しない者。
(除籍)
第２２条　学校長は次の各号の一に該当する者を運営会議の議を経て除籍することができる。
(1) 死亡の届け出のあった者。
(2) 行方不明の届け出があった者。

第4章　教 育 課 程

(授業科目)
第２３条　本校における授業科目の単位数及び時間数は別表１のとおりとする。
(単位の計算方法)
第２４条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。
２　講義および演習においては、15 時間から 30 時間をもって１単位とする。実習及び実技については、30 時間から 45 時間をもって１単位とする。
３　臨地実習については、30～45 時間をもって１単位とする。
(授業科目の評価及び単位修得の認定)
第２５条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。
２　出席時間数が授業時間数の３分の２(臨地実習については５分の４)に達しない者は、その科目の評価を受けることができない。
３　授業科目の評価は、優（80 点以上)、良(70 点～79 点)、可（60 点～69 点）及び不可(60 点未満）とし、可以上を合格とする。
４　病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者又は不合格になった者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。

５　成績評価、履修認定及び履修方法については、別に定める。

第5章　卒　業　等

(卒業の認定)
第２６条　学校長は、第 23 条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、運営会議の議を経て卒業を認定する。
(卒業証書)
第２７条　　学校長は、卒業を認定した者に対し本校所定の卒業証書を授与する。
(専門士称号の付与)
第２８条　卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士（医療専門課程）の称号を付与する。
(資格の取得)
第２９条　本校を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第6章　賞　罰

(表彰)
第３０条　学校長は、運営会議の議を経て、表彰に値する行為を行った者を表彰することができる。
(懲戒)
第３１条　学校長は、本校の規則または学生の本分に反する行為があった者に対して運営会議の議を経て懲戒することがある。
２　懲戒の種類は戒告・停学および退学とする。
３　停学が引き続き３ヶ月以上にわたる時は、その期間は在学期間に算入しない。

第7章　健 康 管 理

(健康管理)
第３２条　学校長は、学生に対して１年に１回以上の健康診断を実施する。

第8章　入学検定料・入学金および授業料等

(入学検定料・入学金および授業料等)
第３３条　入学検定料・入学金および授業料等については別表２のとおりとする。

第9章　女 子 学 生 寮

(女子学生寮)
第３４条　学校に女子学生寮を置く。
２　女子学生寮の運営等について必要な事項は、別に定める。

第10章　教 職 員 組 織

(教職員)

第３５条　本校に次の教職員をおく。

学校長	１名
副学校長	１名
教務主任	１名
実習調整者	１名
専任教員	6名以上
実習指導教員	若干名
講師	30名以上
校医	１名
事務長	１名
事務員	１名以上
司書	１名

２　教職員の職務は別に定める組織および業務基準の定めるところによる。

第11章　学 校 運 営

(学校運営)

第３６条　本校の円滑な運営を図るため次の会議・委員会を設ける。

(1)　運営会議
(2)　教務会議
(3)　実習指導者会議
(4)　講師会議
(5)　入学試験会議
(6)　学校関係者評価委員会

２　会議・委員会について必要な事項は別に定める。

３　学校長は必要に応じて、他の会議を設置することができる。

(自己点検・自己評価)

第３７条　本校の教育目的及び社会的使命を達成するために、また、本校の教育水準の向上を図るため、教育活動等の状況いついて自ら点検、評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第12章　雑　則

第３８条　　本学則施行に関し必要な細則は別に定める。

(付則)　１．　本学則は平成4年4月1日から施行する。
２．　本改正学則は平成9年4月1日から施行する。
３．　本一部改正学則は平成10年4月1日から施行する。
４．　本改正学則は平成11年4月1日から施行する。
５．　本改正学則は平成14年4月1日から施行する。

６．　本改正学則は平成15年４月１日から施行する。
７．　本改正学則は平成16年４月１日から施行する。
８．　本改正学則は平成22年４月１日から施行する。
　但し、平成22年３月31日以前に入学し、看護師として必要な知識及び技能を修得中の者にかかわる教育内容については、改正後の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとする。
９．　本改正学則は平成26年４月１日から施行する。
１０．　本改正学則は平成28年４月１日から施行する。
１１．　本改正学則は令和　２年４月１日から施行する。
１２．　本改正学則は令和 ５年４月１日から施行する。
　ただし、令和５年３月31日以前に入学した学生ついては、改正の学則にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1

授業科目と時間配分

教育内容		指定規則 単位	授業科目	学則 単位(時間)	学則 1年次	学則 2年次
基礎分野	科学的思考の基盤	8	倫理学	1(15)	15	
			国語表現	1(15)	15	
			情報科学	1(30)	30	
			英語	1(30)	30	
	人間と生活・社会の理解		人間関係論	1(15)	15	
			心理学	1(15)	15	
			生活科学	1(15)	15	
			社会学(家族論)	1(30)	30	
			教育学	1(30)	30	
	小計	8	小計	9(195)	195	0
専門基礎分野	人体の構造と機能	10	解剖生理学Ⅰ	1(30)	30	
			解剖生理学Ⅱ	1(30)	30	
			生化学・栄養学	1(30)	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進		病態生理学	1(15)	15	
			微生物学	1(30)	30	
			薬理学	1(30)	30	
			臨床検査論	1(15)	15	
			疾病治療論Ⅰ	1(30)	30	
			疾病治療論Ⅱ	1(30)	30	
			疾病治療論Ⅲ	1(30)	30	
			疾病治療論Ⅳ	1(30)	30	
			疾病治療論Ⅴ	1(30)	30	
	健康支援と社会保障制度	4	総合医療論	1(15)	15	
			公衆衛生	1(15)	15	
			社会福祉	1(30)	30	
			関係法規	1(15)		15
	小計	14	小計	16(405)	390	15
専門分野	基礎看護学	6	基礎看護学概論	1(30)	30	
			基礎看護学援助論Ⅰ	1(30)	30	
			基礎看護学援助論Ⅱ	1(30)	30	
			基礎看護学援助論Ⅲ	1(30)	30	
			基礎看護学援助論Ⅳ	1(30)	30	
			基礎看護学援助論Ⅴ	1(30)	30	
	地域・在宅看護論	5	地域と暮らし	1(15)	15	
			家族看護論	1(15)	15	
			地域・在宅看護援助論Ⅰ	1(30)	30	
			地域・在宅看護援助論Ⅱ	1(30)	30	
			地域・在宅療養を支える看護	1(15)	15	

教育内容		指定規則 単位	授業科目	学則 単位(時間)	学則 1年次	学則 2年次
専門分野	成人看護学	3	成人看護学概論	1(30)	30	
			成人看護学援助論Ⅰ	1(30)	30	
			成人看護学援助論Ⅱ	1(30)	30	
	老年看護学	3	老年看護学概論	1(30)	30	
			老年看護学援助論Ⅰ	1(30)	30	
			老年看護学援助論Ⅱ	1(20)	20	
	小児看護学	3	小児看護学概論	1(30)	30	
			小児看護学援助論Ⅰ	1(30)	30	
			小児看護学援助論Ⅱ	1(20)	20	
	母性看護学	3	母性看護学概論	1(30)	30	
			母性看護学援助論Ⅰ	1(30)	30	
			母性看護学援助論Ⅱ	1(20)	20	
	精神看護学	3	精神看護学概論	1(30)	30	
			精神看護学援助論Ⅰ	1(20)	20	
			精神看護学援助論Ⅱ	1(30)	30	
	看護の統合と実践	4	看護の統合と実践Ⅰ	1(15)	15	
			看護の統合と実践Ⅱ	1(30)		30
			看護の統合と実践Ⅲ	1(15)	15	
			看護の統合と実践Ⅳ	1(30)		30
			看護の統合と実践Ⅴ	1(30)		30
			統合看護演習Ⅰ	1(30)		30
			統合看護演習Ⅱ	1(30)		30
			統合看護演習Ⅲ	1(30)		30
	小計	30	小計	34(905)	725	180
	臨地実習	2	基礎看護学実習	2(90)	90	
		2	地域・在宅看護論実習Ⅰ	1(35)	35	
			地域・在宅看護論実習Ⅱ	2(70)		70
		4	成人・老年看護学実習Ⅰ	2(90)		90
			成人・老年看護学実習Ⅱ	2(90)		90
		2	小児看護学実習	2(90)		90
		2	母性看護学実習	2(90)		90
		2	精神看護学実習	2(90)		90
		2	看護の統合と実践実習	2(90)		90
	小計	16	小計	17(735)	125	610
総計		68	総計	76 (2240)	1435	805

別表２

入学検定料・入学金及び授業料等

区分	金額	納期
入学検定料	25,000 円	
入 学 金	400,000 円	入学手続き時に納入
授 業 料 （年 額）	450,000 円 （1 期 225,000 円）	前期:毎年 3 月 31 日迄に納入 後期:毎年 9 月 30 日迄に納入
施設設備費 （年 額）	250,000 円	毎年 3 月 31 日迄に納入
実習演習費 （年 額）	100,000 円 （1 期 50,000 円）	前期:毎年 3 月 31 日迄に納入 後期:毎年 9 月 30 日迄に納入

注　但し、入学時に関しての授業料・施設設備費・実習演習費は入学手続き時の指定期日に納入のこと。